

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

税務ニュース

No. 504

令和4年9月号

<https://www.hongohjin.or.jp/>

【目次】

着任のご挨拶

本郷税務署長 笹木邦江 —— 2

副署長 最上 純 —— 2

本郷税務署新幹部プロフィール —— 3

法人会会員店特集 —— 4～5

税務署だより —— 6

都税事務所だより —— 7

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります —— 8～9

法人会の活動 —— 10

事務局だより —— 11



「圧倒の書庫」(東洋文庫ミュージアム) 小島泰子
(画像提供 文京区観光協会) より

着任のご挨拶

本郷税務署長 笹木 邦江

秋冷の候、公益社団法人本郷法人会の皆様には、益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、本郷税務署長を拝命し、国税庁東京派遣監察官主任監察官から転任してまいりました笹木でございます。前任の横矢同様、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人本郷法人会の五十嵐会長はじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、研修会や講演会を開催し、税知識の普及と税務コンプライアンス向上に取り組むほか、女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」や青年部会の小学校への講師派遣等、時代を担う子供達への租税教育・地域社会貢献活動に尽力されておられます。この紙面をお借りして心より敬意を表する次第です。

さて、現在、国税庁では経済社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、様々な取組を進めております。既にe-Tax（電子申告）をご利用いただいている会員様も、まだご利用のない会員様も、是非、納税証明書を事務所等においてダウンロードの上、印刷できる電子納税証明書（PDF ファイル）や、キャッシュレス納付等身近なところからご利用ください。

また、令和5年10月から消費税のインボイス制度が実施されます。事業者の皆様には、事業の実態に応じた対応や準備を進めていただくことが必要となりますが、それには制度を理解していただくことが重要であり、本郷税務署においても、毎月インボイス制度に関する説明会を開催しております。積極的な周知・広報に努めてまいりますので、会員の皆様もお取引先やご同業者の方へのご案内など、ご協力いただきますようお願いいたします。

制度開始時からインボイスを発行する場合の登録申請は令和5年3月末が期限でございますが、期限が近づきますと混雑が予想されますので、早期の申請をお勧めいたします。

新型コロナウイルスの感染症により国民生活や経済

活動は大きな影響を受け、加えて気候変動による大雨や台風、地震などによる災害も毎年のように発生しておりますが、こうした中においても、持続可能な社会を支える財政の基盤となる税に携わる私どもとしましては、その使命である適正かつ公平な課税の実現と徴収の確保に向け、精励してまいります。

今後とも、本郷法人会会員の皆様のより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人本郷法人会の益々のご発展と、会員の皆様方の事業のご繁栄並びにご健勝を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

本郷税務署副署長 最上 純

公益社団法人本郷法人会の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、東京国税局課税第二部法人課税課から転任して参りました最上でございます。前任の沼田同様、よろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、各種説明会や租税教室をはじめとした様々な事業に取り組まれ、税務行政の円滑な運営に多大なる貢献をされており、心から敬意を表するとともに、五十嵐会長をはじめ法人会の皆様にお礼を申し上げます。

ご存じのとおり、我が国の国税の多くは、申告納税制度を採用しておりますので、税制や税務行政に対する納税者の理解と信頼を得ることが何よりも大切です。税務当局としては税務行政が取組むべき方向性の周知・広報など施策の充実を図っているところでありますが、このような施策を推進していくには、貴会のお力添えが不可欠でありますので、引き続き、税務行政に対するご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人本郷法人会の益々のご発展と、会員の皆様方の事業のご繁栄並びにご健勝を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

本郷税務署新幹部プロフィール

Executive Profile



役職 署長
 名前 笹木 邦江 ささき くにえ
 前任 庁東京派遣監察官
 主任監察官
 出身地 東京都葛飾区
 趣味 旅行
 モットー 忘れるな夢と希望とあいさつを！
 メッセージ 微才の身に大役ではございますが、職務に専心精励し、親しみやすい本郷税務署を目指してまいります。



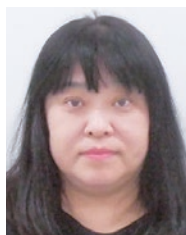
役職 副署長
 名前 最上 純 もがみ じゅん
 前任 局課税第二部法人課税課
 課長補佐
 出身地 青森県青森市
 趣味 ジョギング・食べ歩き
 モットー よく働きよく遊ぶ
 メッセージ 文京区での勤務を大変嬉しく思います。精一杯務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。



役職 法人1統括
 名前 守永 亮 もりなが まこと
 前任 相模原署 法人3統括官
 出身地 熊本県
 趣味 ゴルフ
 モットー 明るく楽しく
 メッセージ 本郷署 2年目となりました。引き続き、よろしくお願いたします。



役職 法人2統括
 名前 鵜沢 等 うざわ ひとし
 前任 王子署 法人3統括官
 出身地 千葉県
 趣味 サイクリング
 モットー 健康第一
 メッセージ 本郷署は2回目で、前回は春日の交差点にあった旧庁舎の勤務でした。久しぶりで懐かしく感じております。どうぞよろしくお願いたします。



役職 法人3統括
 名前 岩野 みか子 いわの みかこ
 前任 神田署 法人9統括官
 出身地 福岡県
 趣味 テニス
 モットー 明るく 楽しく
 メッセージ 法人会の皆様には税務行政に御協力いただきありがとうございます。文教地区で環境の良い当地での勤務に喜びを感じています。



役職 法人4統括
 名前 渡邊 賢登 わたなべ まさと
 前任 柏署 法人6統括官
 出身地 山形県
 趣味 スポーツジム
 モットー 為せば成る。
 メッセージ コロナに喝！応援します。皆さまの英知と経営手腕



役職 法人1部門 審理担当上席
 名前 石田 優 いしだ ゆう
 前任 東京上野署 法人3上席
 出身地 大阪府
 趣味 スポーツ観戦
 モットー メリハリ
 メッセージ 本郷署3年目となりました。引き続き、法人会の担当として、精一杯ご協力させていただきます。よろしくお願いたします。

インボイス制度説明会の御案内

開催日	時間	内容等	開催場所	定員	連絡先
R4.10.12(水)	10:30~11:30	初級編	本郷税務署 5F大会議室 文京区西片 2-16-27	各回 とも 20名	本郷税務署 管理運営部門 Tel:03-3811- 3171(代表) (内線24342、 24343)
	14:00~14:45	中級編			
	15:30~16:30	初級編			
R4.11.9(水)	10:30~11:30	初級編			
	14:00~14:45	中級編			
	15:30~16:30	初級編			
R4.12.15(木)	10:30~11:30	初級編			
	14:00~14:45	中級編			
	15:30~16:30	初級編			

※説明会の主な内容(インボイス制度の基本的な仕組み等)

- ・[初級編]…新規・免税事業者向け
- ・[中級編]…課税事業者向け

法人 会 会 員 店 特 集



1

お弁当 えんむすび



東京都文京区本郷 3 丁目 9-8 小林ビル 1 階

TEL. 03-6240-0725

携帯 090-9150-2670

URL. <https://g.co/kgs/cb7giz>



当店は極力無添加に近い状態でお作りしております。

無農薬野菜の農家さんとも提携しており、全て手づくりで提供しております。

お子様からお年寄りまで安心して食べて頂けます。

また、会議弁当や、オードブル、ロケ弁等も対応しております。

※写真は会議弁当の一例です。

2

うどん すきうどん 満川



東京都文京区湯島 2-26-1
TEL 03-3831-5018
営業時間：17:30～21:30
定休日：土・日・祝日
URL. <https://mitsukawa.co>

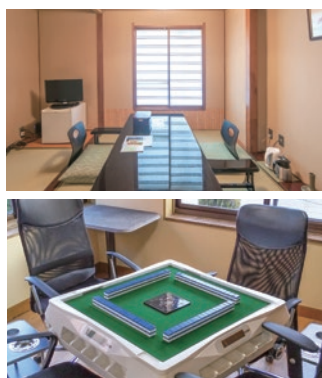
湯島天神に程近い路地裏にひっそりと料亭の佇まいを残す一軒家。
安定感のある四季折々の素材を散りばめた会席料理と当店のメインであるうどんすき(たっぷりの野菜と鰹節と昆布、蛤、鶏肉から出る出汁が豊潤ながらもヘルシーなお鍋)を坪庭の見えるホール席や、接待、会食、女子会などに最適な隣り合わせのない完全個室でゆっくりと召し上がりいただけます。

3

宿泊 ホテル江戸屋



東京都文京区湯島 3-20-3
TEL. 03-3833-8751
URL. <https://www.hoteledoya.com>



湯島の地で開業55年を迎え、アジア・ヨーロッパ・オセアニアなど全世界からお客様がお越しになる国際色豊かなホテルです。
客室は和室が主となり、小さいながら大浴場もございます。遠くへ行かなくてもプチ温泉旅行気分が味わえます。麻雀ルームもあり、お仲間と楽しく過ごせます。気分転換にご来館お待ちしております。

4

チーズ料理とワイン 石窯ダイニング Dai

東京都文京区千駄木 2-32-4 千駄木ビル2階
TEL. 03-3823-7227
Facebook : <https://www.facebook.com/sendagi.dai/about>



2007年にOPENした千駄木唯一の石窯焼Pizzaをはじめ、スイス産ラクレットチーズやチーズフォンデュなどのチーズ料理とワインが豊富なお店です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業時間等が変更になっている場合がありますので、各店にご確認ください。

申告・納税は e-Taxで手続きを!!



- ・e-Taxを利用することで、自宅や事務所などから申告や納税などの手続きを行うことが可能です。
- ・自宅等からのe-Taxは、感染リスク軽減にも有効です。申告・納税は是非e-Taxで手続きをお願いします。

e-Taxのメリット

(事業者の方)

- ・データ化した申告書等をインターネットを利用して提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。

(所得税の確定申告をされる方)

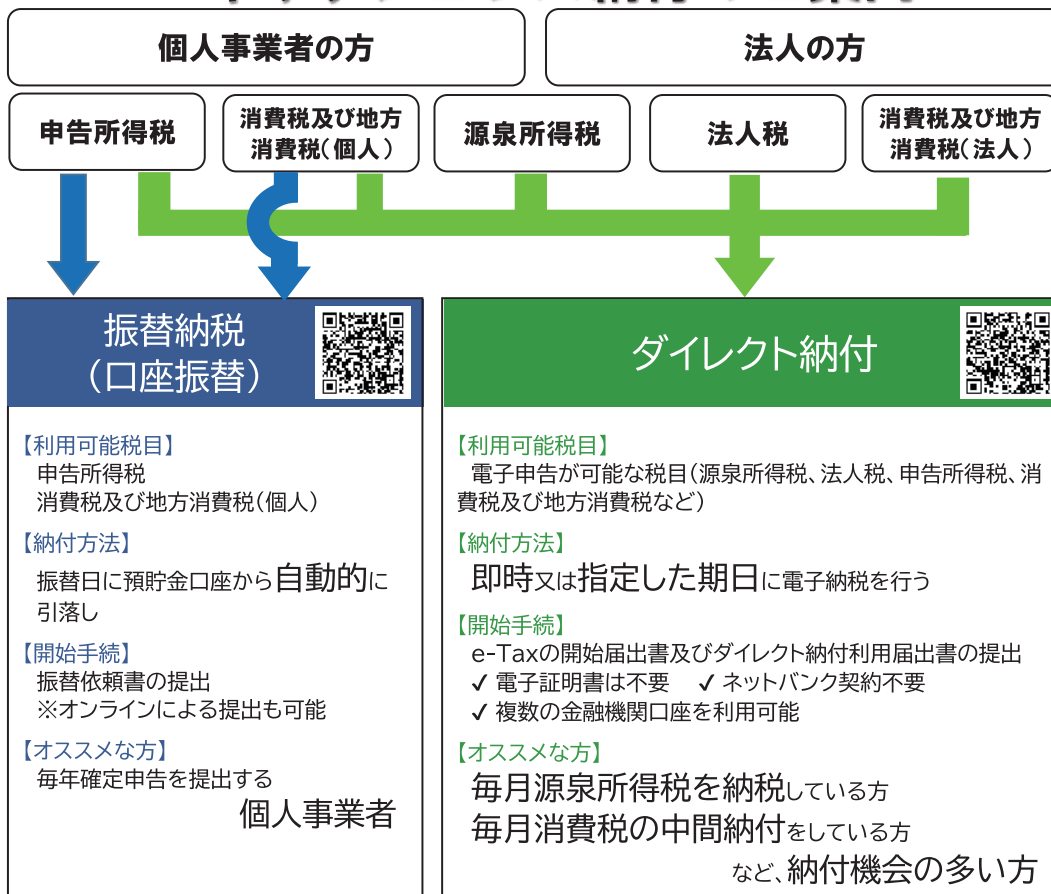
- ・令和3年分からスマホのカメラで源泉徴収票を自動入力するなど、確定申告書等作成コーナーが便利に。
- ・マイナポータル連携をすることで、保険料控除やふるさと納税等の自動入力ができます。
- ・書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。(おおむね3週間程度)

(納税証明書の交付を請求される方)

- ・納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。(e-Tax: 370円 書面: 400円)
- ・令和3年7月から始まった、PDFファイル形式の電子納税証明書は、何度でも何枚でも印刷できます。

安全・便利・非対面

キャッシュレス納付のご案内



中小企業者向け省エネ促進税制 (23区内)

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください!

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・千代田都税事務所の法人事業税班・個人事業税班 03-3252-7141 <代表>
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

昨年度に引き続き、令和4年度も

小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します



23区内



申請が必要です 要件等詳しくは主税局 HP か土地が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

事業者 のみなさまへ

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」とは？

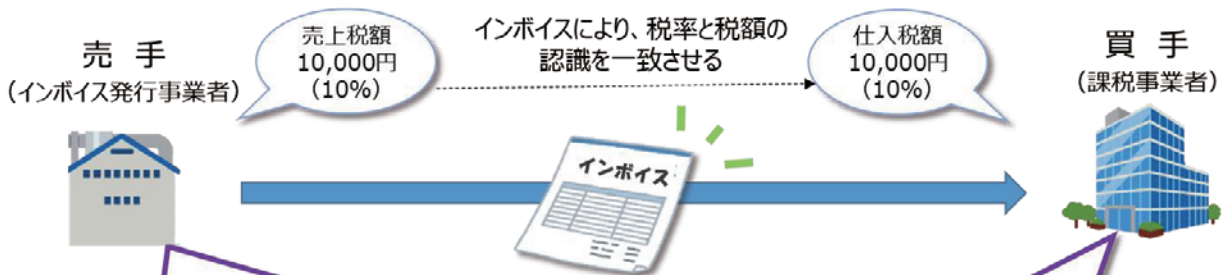
ポイント1

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、

現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

ポイント2

令和5年10月1日から開始する、仕入税額控除の方式です。



ポイント3

買手のためにインボイスを交付

- ※ 事前に登録手続が必要
- ※ 登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

ポイント4

インボイスを保存して
仕入税額控除を適用

「仕入税額控除」とは？

・商品の販売
・サービスの提供
など

・商品の仕入れ代金
・外注費
・事務所の家賃
など

ポイント

差し引く計算が
仕入税額控除

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

ただし...

仕入税額控除には **請求書等**
と帳簿の保存が必要

令和5年
9月まで

現行

区分記載請求書

事業者（免税事業者
含む）が交付するもの

令和5年
10月以降

インボイス
制度後

インボイス

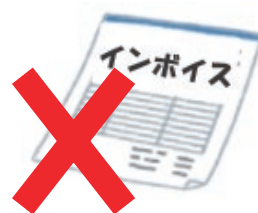
登録を受けたインボイス発行事業者
（課税事業者）が交付するもの

登録しないと、どうなるんだろう…



登録をしないと、
売上先にインボイスを交付できない

そして、売上先は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができないので、
売上先（買手）の納付税額が大きく計算されます



登録申請のスケジュール



令和5年10月1日から登録を
受けるためには、原則として
令和5年3月31日
までに登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請の
受付開始

インボイス
制度開始

登録
手続

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

◆詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続



もっと
詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

説明会



国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、
申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

特設サイト



軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

「租税教室」を開催 —青年部会—

7月7日(木)、千駄木小学校において6年生を対象に租税教室を開催しました。今回は青年部会メンバーのほか、女性部会メンバーも講師となり「税金はなぜ必要なのか」、「税金の使いみち」等、パネルやDVDを活用しながら税金の重要性について授業を進めました。

コロナ収束の見通しは不透明ですが、全ての小学校で開催できることを願いつつ、租税教室をきっかけに児童たちに“税の大切さ”を感じてもらえるよう、これからもわかりやすく丁寧に取り組んでまいります。



▲講師役の富永副部会長(左)と中村副部会長



▲講師役の飯村女性部会長(左)と土屋幹事

「労務セミナー」を開催 —源泉部会—

7月13日(水)、源泉部会による労務セミナーをホテル機山館において開催しました。今回は「改正育児・介護休業法解説セミナー～男性の育児休業取得促進に向けて準備しておくこと～」と題して、社会保険労務士の星名真喜子氏を講師に迎え、今年の4月1日から段階的に改正育児・介護休業法が施行されたことの背景や目的をはじめ、雇用環境の整備、育児休業取得促進へのサポート等、具体的な事例を交えながら解説いただきました。



▲講師の社会保険労務士 星名真喜子氏

事務局だより

“税を考える週間” 協賛行事 「署長講演会 & 特別講演会」

どなたでも参加
できます。

日時：令和4年11月7日（月）13:30～16:10
場所：東京ガーデンパレス「天空の間」（文京区湯島1-7-5 電話3813-6211）

● 署長講演会

演 題：「税務行政の現状と課題
～税務署が考えていること～」
講 師：本郷税務署長 笹木 邦江 氏

● 特別講演会

演 題：「気象災害と防災への心がまえ」
講 師：気象予報士 半井 小絵 氏



半井 小絵 氏

参加費：無料
定 員：50名
申込期限：10月31日（月） ※定員になり次第締め切らせていただきます。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、中止等変更になる場合がございます。
あらかじめご了承ください。

※詳しくは法人会ホームページをご覧ください。

本郷法人会

検索

🌸 フラワーアレンジメント教室を開催します！（女性部会）🌸

- ・開催日：令和4年12月13日（火）18:30～20:00予定（受付18:00）
 - ・場 所：湯島天満宮「梅香殿」
 - ※その他、詳細は10月下旬にホームページに掲載予定です。
- お問い合わせは事務局・山村まで。TEL:03-3812-0595

我社の一言 PR

- ☞ 会社名：RAK ホールディングス株式会社
- ☞ 代表者：中島 浩
- ☞ 所在地：千代田区麹町2-6-7 麹町R・Kビル1F
- ☞ T E L：03-3263-3016
- ☞ F A X：03-3263-3024
- ☞ U R L：https://www.rak.co.jp

この度賛助会員として入会させていただくこととなりましたRAKホールディングス株式会社と申します。法人会の趣旨・理念に沿って活動させていただきます。様々な行事でお会いした際には是非よろしく願いいたします。

令和4年度社会貢献事業チャリティー寄席「中止」のお知らせ

前号（令和4年7月号No.503）の会報にてお知らせしていましたが、9月2日（金）開催予定であった「令和4年度社会貢献事業チャリティー寄席」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大及び感染高止まりの状況等を鑑み、やむなく**中止**とさせていただきます。

何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

9月号 編集後記

不確定だが起きたら大変な事に備えるための準備は重要です。そのために税は必須です。不要不急な事、あえて予算を使わなくても創意工夫でやりくりできることも沢山あります。

法人会は税の使い方のオンブズマン機能も忘れてはなりません。本誌発行の時にはコロナは落ち着いているか、と気にしつつ（9月7日）。

（松下和正 記）



電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダライタ)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp